

連結財務諸表の誤り

担当課：財務部財政課

事務事業の概要	検出事項	監査の結果															
<p>1 大阪府財政運営基本条例第25条第5項により、平成23年度決算から全会計財務諸表及び連結財務諸表（以下「連結財務諸表等」という。）を作成・公表している。これは、地方自治体の行政サービスが関係団体の多様な主体によって実施されている実態を踏まえ、事務事業について本府と密接な関係にある関係団体を一つの行政サービス実施主体とみなし、大阪府全体の財務諸表と連結して大阪府グループとしての連結財務諸表等を作成するとの考え方によるものである</p> <div data-bbox="219 640 1270 1087" data-label="Diagram"> </div> <p>【大阪府財政運営基本条例第25条第5項】</p> <p>5 知事は、全会計財務諸表（会計別財務諸表及び法適用企業に係る特別会計の決算について作成した会計別財務諸表に準ずる書類を集約して作成した書類をいう。以下同じ。）及び連結財務諸表（全会計財務諸表及び府が業務の運営に関与し、府の施策と密接な関連を有する業務を行っている法人として規則で定めるものの決算に係る貸借対照表、損益計算書その他これらに類する書類を集約して作成した書類をいう。）を作成しなければならない。</p>	<p>1 平成24年4月1日、公営企業会計（法適用企業に係る特別会計）であった地域整備事業会計が一般会計に移行されたことにより、府の財務諸表において「その他特別収入」684億円が発生している。</p> <p>2 連結財務諸表等の作成に当たって、公営企業会計から一般会計への収入（1件の取引が1億円以上のもの）は内部取引として相殺消去しなければならないところ、誤って平成24年度期首の「純資産」を消去したため、「その他特別収入」が684億円過大となった。</p> <p>3 この結果、平成25年10月29日に公表済みの平成24年度全会計財務諸表（行政コスト計算書）の当期収支差額は19億円の黒字であるが、上記の過大計上を修正すると665億円の赤字となり、連結財務諸表（同）の当期収支差額は221億円の黒字であるが、上記の過大計上を修正すると463億円の赤字となる。そのため、現状は誤った連結財務諸表等を公表している状態となっている。</p> <table border="1" data-bbox="1412 1041 2178 1150"> <thead> <tr> <th></th> <th>公表済数値</th> <th>正しい数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全会計財務諸表</td> <td>19億円の黒字</td> <td>665億円の赤字</td> </tr> <tr> <td>連結財務諸表</td> <td>221億円の黒字</td> <td>463億円の赤字</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考)</p> <p>平成23年度連結財務諸表等の当期収支差額</p> <table border="1" data-bbox="1412 1255 1923 1365"> <thead> <tr> <th></th> <th>公表済数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全会計財務諸表</td> <td>1,496億円の赤字</td> </tr> <tr> <td>連結財務諸表</td> <td>1,404億円の赤字</td> </tr> </tbody> </table>		公表済数値	正しい数値	全会計財務諸表	19億円の黒字	665億円の赤字	連結財務諸表	221億円の黒字	463億円の赤字		公表済数値	全会計財務諸表	1,496億円の赤字	連結財務諸表	1,404億円の赤字	<p>【改善を求めるもの（意見）】</p> <p>公営企業会計（法適用企業に係る特別会計）であった地域整備事業会計が一般会計に移行されたという例外的な取引ではあったものの、黒字として公表された平成24年度連結財務諸表等が、全会計財務諸表は665億円、連結財務諸表は463億円もの赤字であった事実は問題である。本件については速やかに修正・公表するとともに、正確な連結財務諸表等を作成できるよう取り組まれない。</p>
	公表済数値	正しい数値															
全会計財務諸表	19億円の黒字	665億円の赤字															
連結財務諸表	221億円の黒字	463億円の赤字															
	公表済数値																
全会計財務諸表	1,496億円の赤字																
連結財務諸表	1,404億円の赤字																

2 作成ルールとして、「連結財務諸表等作成要領」及び「連結財務諸表等作成事務手引」を整備し、これらに基づき連結財務諸表等を作成している。

【連結財務諸表等作成要領】

第7条 財務諸表作成基準の適用を受ける会計において、連結対象法人等の間で行われている次の重要な内部取引は相殺消去する。

(4) その他、情報開示に重要な影響を及ぼす取引

【連結財務諸表等作成事務手引第7 純計処理】

連結対象法人等の財務書類を単純合計のうえ、連結対象法人間で行われている表1に挙げる内部取引を相殺消去する。

9 その他重要な取引

大阪府の各会計、及び連結対象法人等間の取引で、上記1～8のいずれの項目にも該当しない、1件の取引金額が1億円以上の取引について、該当する財務諸表から減額

措 置 の 内 容

○ 平成24年度全会計財務諸表及び連結財務諸表における地域整備事業特別会計の一般会計への移行に伴う際に生じた特別収入の相殺処理漏れ684億円については、平成25年度全会計財務諸表及び連結財務諸表において過年度修正損684億円（その他特別費用）として計上し、その旨を明記した。（平成26年10月29日公表）